

# 地上デジタル放送 低所得世帯への支援について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をご覧になれていない低所得世帯に対して、次の2つの支援を行っています。ぜひご利用ください。



## 1 NHK放送受信料が全額免除となっている世帯への支援

### ■ 支援対象者

地上デジタル放送がまだ視聴できない「NHK放送受信料が全額免除」の世帯で、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- 障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- 社会福祉施設に入所している世帯

### ■ 支援内容

- 簡易なチューナー（現在お使いになっているアナログテレビで地デジ放送が視聴可能）を1台無償給付します。  
→地デジチューナー支援実施センターが指定する工事業者が、お住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- アンテナ工事が必要な場合は、無償で支援を行います。  
→チューナー1台で視聴できない場合、屋外アンテナなどの無償改修を行います。

### ■ 申込期限

平成23年7月24日（日）消印有効

※締切り直前になると、申し込みが集中するおそれがありますので、お早めにお申し込みください。

### ■ 申込書入手場所

- 役場1階福祉健康課
- 役場2階企画課
- 福祉健康センター

### ■ 提出先

- ①申込書
  - ②受信料全額免除証明書  
（→NHKふれあいセンターから取り寄せます。）
- の2種類を添えて、  
総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送付します。

### ■ 問合先

- 総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840
- NHK ふれあいセンター ☎0570-000588